

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

1 財産の凍結等に関する規定の整備

- (1) 大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議に同理事会決議第千七百三十七号等を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号を削除する。(第二条関係)
- (2) 公告大量破壊兵器関連計画等関係者に係る規制対象財産の処分等の許可の要件である大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことにつき、当該大量破壊兵器等の開発等に関する規定における公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分のうち、イランによる核兵器等の開発等が当該大量破壊兵器等の開発等に該当することとなる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に同理事会決議第千七百三十七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を追加し、同理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者を削除する。(第八条関係)

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日の翌日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) この政令の経過措置について定める。